

個人番号カードのメリットについて(その1)

◇ 自治体の独自利用



個人番号カードのメリット

行政

民間

個人番号を証明する書類として



○個人番号を証明する書類として
個人番号カードを提示

- 所得把握の精度向上
- 公平・公正な社会を実現

券面

を利用

番号法施行後は、就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等、多くの場面で個人番号の提示が必要となる。

行政

コンビニなどで行政上の各種証明書を取得



○コンビニ等において住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明を取得できる。

- 住民の利便性向上
- 市町村窓口の効率化

アプリ または 電子証明書

を利用

現在、100市町村が導入し約2,000万人が利用できる。平成28年度中に、導入市町村は約300に増加し約6,000万人が利用できることとなる予定。

本人確認の際の公的な身分証明書として



なりすまし被害の防止

券面

または

電子証明書

を利用

◇個人番号の提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で十分。唯一のカード。
◇金融機関における口座開設、パスポートの新規発給、フィットネスクラブの入会など、様々な場面で活用が可能。

各種行政手続のオンライン申請



○電子申請(e-Tax等)の利用
○行政からプッシュ型の情報(お知らせ)を取得

- 行政の効率化
- 手続き漏れによる損失の回避

電子証明書

を利用

マイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続のオンライン申請に利用できる。

民間

各種民間のオンライン取引/口座開設



○インターネットにおける不正アクセスが多発
→公的個人認証サービスの民間開放
○インターネットへの安全なアクセス手段の提供

オンラインバンキング等を
安全かつ迅速に利用

電子証明書

を利用

オンラインバンキングをはじめ、各種の民間のオンライン取引に利用できるようになる。

付加サービスを搭載した多目的カード

- 国～健康保険証、国家公務員身分証の機能搭載を検討中
- 自治体～印鑑登録証、図書館カード等として利用可能
- 民間～ポイントカードや入退社管理、社員証等として利用可能

将来的には様々なカードが
個人番号カードに一元化

券面

または アプリ

または 電子証明書

を利用



「コンビニ交付サービス」の導入について①

1 個人番号カード（平成28年1月交付開始）

表面



裏面



◆ 交付手数料は無料。

◆ 数多くのメリット。

- ① 個人番号の証明書
- ② 本人確認の証明書
- ③ 市町村や国などの各種サービスのカード
- ④ 行政手続のオンライン申請
- ⑤ 民間のオンライン取引・口座開設
- ⑥ コンビニ等で各種証明書を取得

➡ 相当数の住民が取得するものと見込まれる。

2 コンビニ交付サービスのイメージ



● 取得できる証明書

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書
- ・住民票記載事項証明書※
- ・各種税証明書※
- ・戸籍証明書※
- ・戸籍の附票の写し※

※対応しない市町村もあり。

いつでも 早朝から夜 (6:30~23:00) まで土日祝日※も対応。

※12/29~1/3を除く。

どこでも 全国の約48,000店舗で交付を受けられる。

導入のメリット

- ・住民の利便性向上
- ・窓口業務の負担軽減
- ・証明書交付事務コストの低減

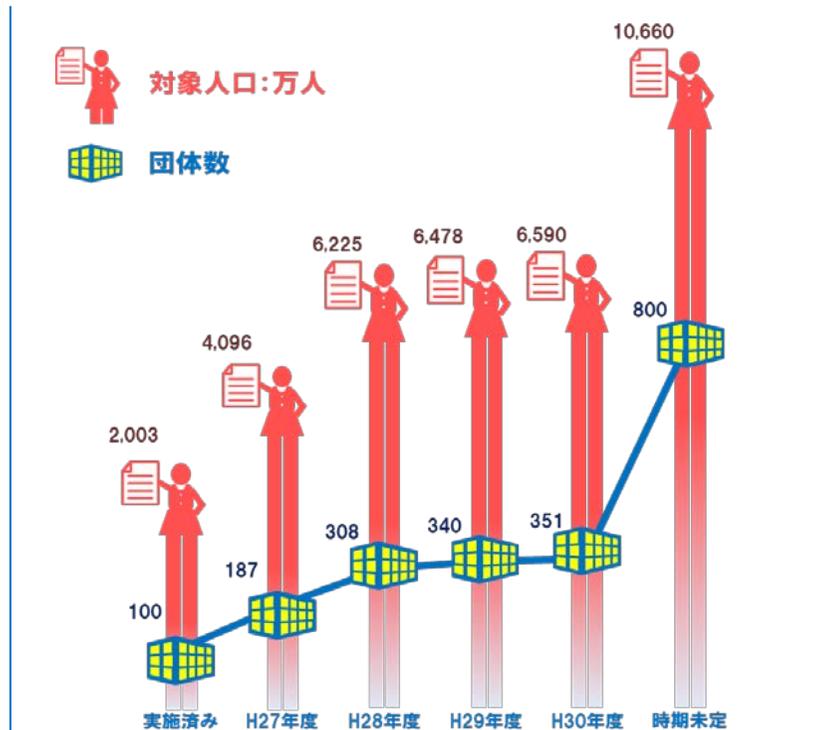
「コンビニ交付サービス」の導入について②

導入予定団体

- 個人番号カードの導入を契機に、多くの市町村がコンビニ交付サービスの導入を予定。

約5割の団体がコンビニ交付サービスを導入予定。*

- ➡ その住民である約1億1千万人（国民の約8割）がコンビニ交付サービスを楽しむことができることとなる見込み。
**



※ J-LISが平成26年度末に実施したアンケート調査結果による。
実施済み団体数は平成27年6月1日現在。
**平成26年1月1日現在の人口をもとに算出。

導入のための経費

- コンビニ交付サービスの導入コストは、標準的な団体の実績平均で約2,100万円*。

- 既存システムの改修費
- 証明書発行サーバの構築費
- 証明書交付センターへの接続費

約2,100万円

※住民票の写し、印鑑登録証明書を対象とする場合、平成22年度～24年度に導入した59団体の事業費を基に算出。

特別交付税措置

対象経費に対し、

2分の1、上限5,000万円の措置

条件：自治体クラウドの推進に資するものであること。

ランニングコスト

- ◆ 証明書発行サーバの保守費
- ◆ 証明書交付センターの運営負担金
 - ・ 町村100万円～指定都市（100万人以上）1,000万円
 - ・ 一定の時期には、参加団体の増加に伴い、見直しを予定。
- ◆ コンビニ事業者等への委託手数料（1通当たり）123円

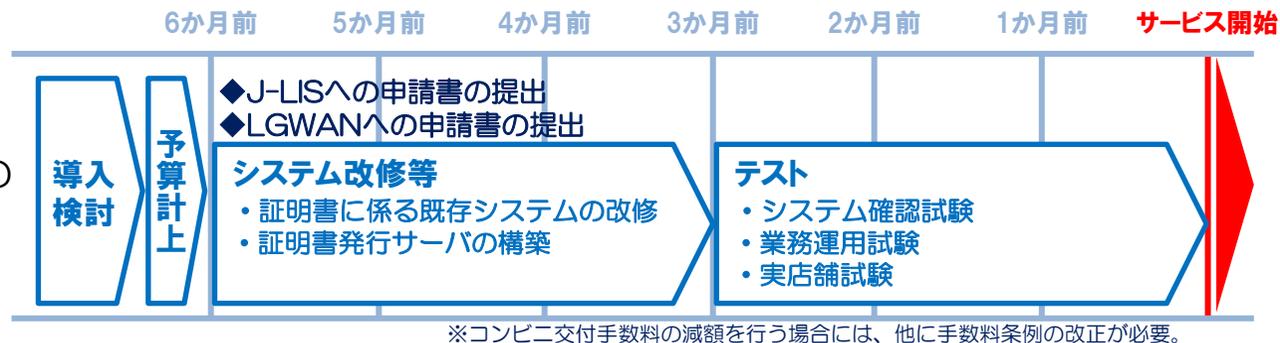
以上についても、当初3年間は上記特別交付税の対象となる。

「コンビニ交付サービス」の導入について③

5 導入のための準備・期間

J-LIS等への申請書の提出後、概ね6か月間の期間が必要。

- J-LISへの申請書と、LGWANへの申請書の提出が必要。
- 標準的には、システム改修等に概ね3か月、テストに概ね3か月の期間が必要。



6 どんどん便利になるコンビニ交付サービス

6カ国語に対応(26年6月開始)

コンビニ交付サービスは、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語、スペイン語、ポルトガル語の6カ国語による画面案内を実施。外国人住民に優しく、市町村の窓口対応の負担もぐっと軽減するサービス。

住所地と本籍地が異なる住民でも、戸籍の証明書を取得可能に(28年5月予定)

現在のコンビニ交付サービスでは、戸籍の証明書の交付を受けられるのは、住所地と本籍地が同一の住民に限られる。

28年5月以降は、住所地と本籍地が異なる住民でも本籍地に利用登録申請をしておけば、コンビニ等で戸籍の証明書の交付を受けられるよう、機能を追加する予定。*

※本籍地がコンビニ交付サービスを公的個人認証方式により導入することが必要。

7 よくあるご質問

Q. うちの町にはコンビニが無い。コンビニ交付サービス導入の意味がない。

A. コンビニ交付サービスは、参加市町村のコンビニ等に限らず、全国どこのコンビニ等でも交付が受けられるサービス。

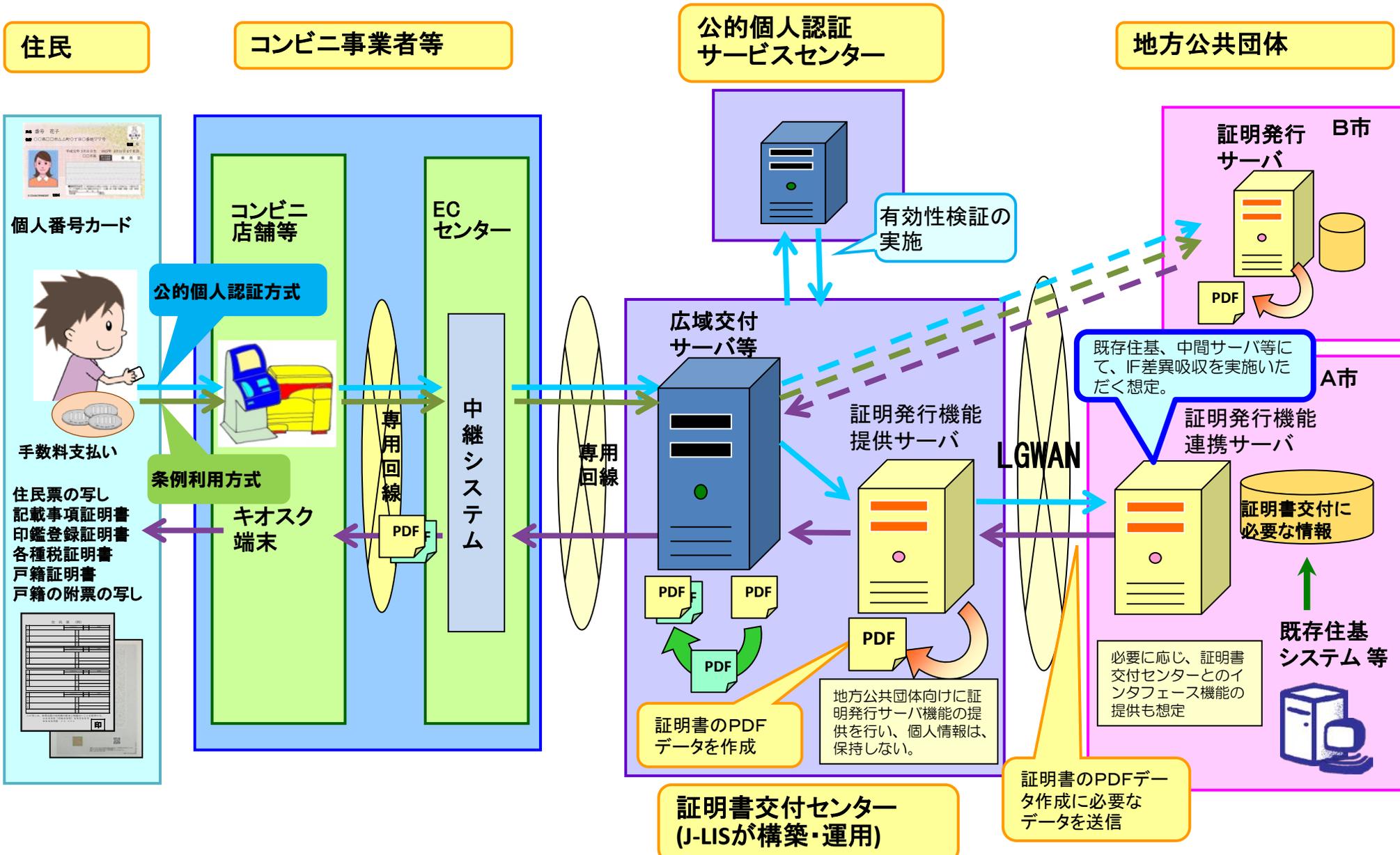
よって、参加市町村にコンビニ等がなくても、住民の生活圏（通勤、通学、買い物等のエリア）においてコンビニ等があれば、参加の意義がある。

また、あたかも庁舎がコンビニ店舗であるかのように、コンビニのマルチコピー機をリースし設置するという方法もある。

Q. 番号法に基づく情報連携で各種証明書の添付が不要になっていく。コンビニ交付サービスの意義は早晚失われるのでは。

A. 番号法に基づく情報連携は官→官に限られ、民→民の情報連携はされないため、民間事業者に対しては引き続き各種証明書の添付が必要。現在、コンビニ交付の約4割を占める印鑑登録証明書は、民間事業者に提出されるものであり、また、同様に約4割を占める住民票の写しは、住宅関係手続など多くの民民手続で活用されていることから、コンビニ交付サービスの意義は失われない。

さらなる導入を推進するために(アイデア)

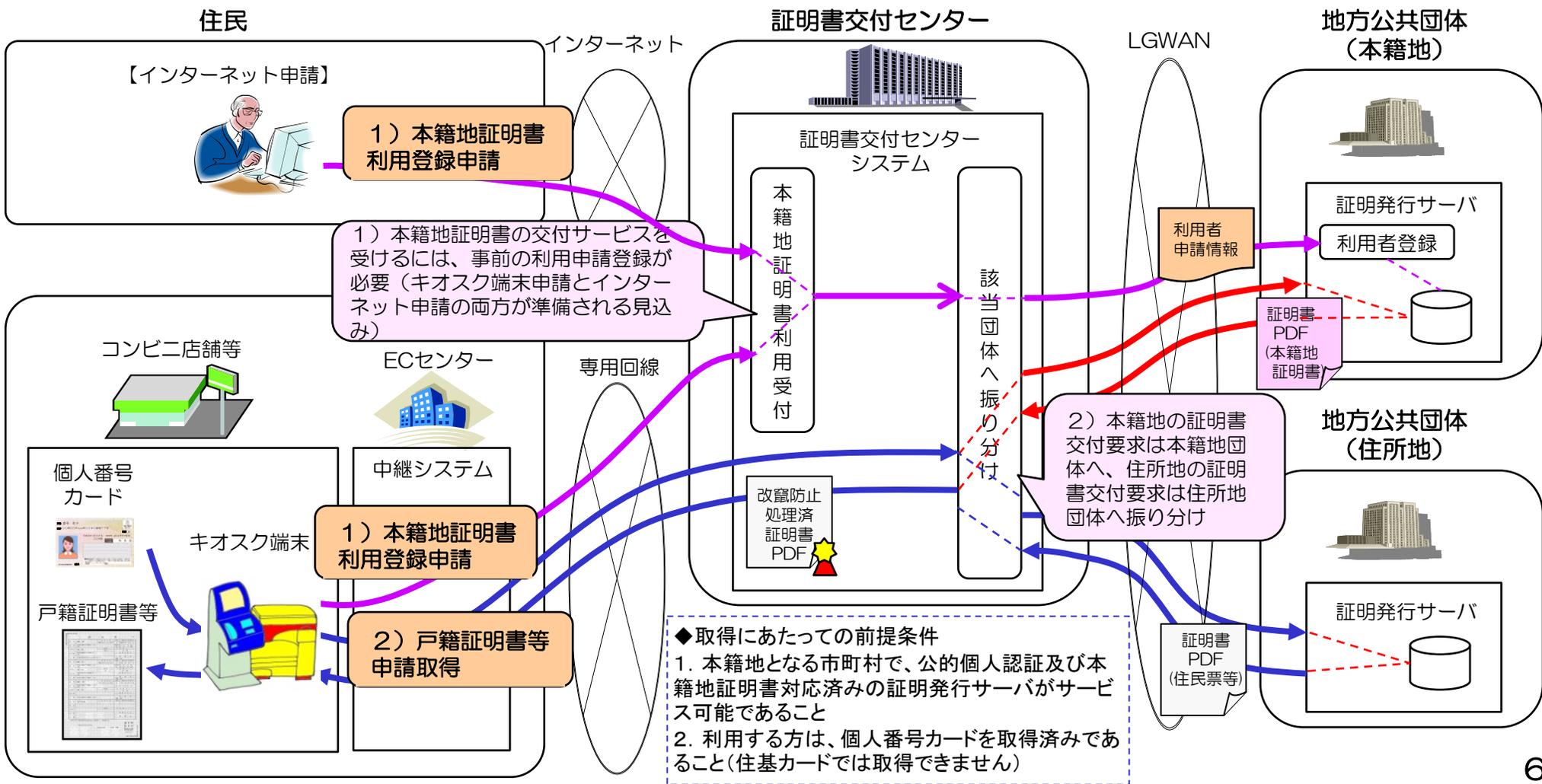


住所地と本籍地が異なる場合の戸籍証明書等交付について

住所地と本籍地が異なる住民に対して、コンビニ交付で戸籍証明書及び戸籍の附票の写し（以下「本籍地証明書」という。）を取得できる機能を加えるための検討を行っています。

本籍地証明書を取得するための手順は、次のとおりとなります。

- 1) 事前に、本籍地の証明発行サーバに本籍地証明書利用登録申請を行う（インターネットまたはキオスク端末による申請）。
→本籍地の戸籍担当者は申請情報に基づき、利用者登録（戸籍証明書と利用者の紐付け）を行う。
- 2) 数日後（利用者登録完了後）、キオスク端末より本籍地の戸籍証明書を取得する。



個人番号カードの多目的利用の方法

利用によるメリット

行政側

多くのカードを一元化

カード発行 } のコスト削減が可能
カード管理 }

住民側

カードを多く持たずに済む

利便性の向上が可能

主な利用の方法は2つ

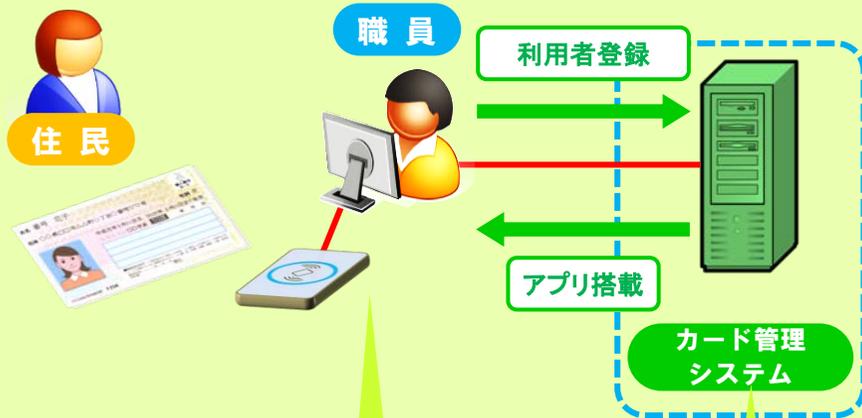
	アプリのインストール	条例の制定
① 独自アプリを搭載する方法	利用希望者のカードへのインストール作業が必要	必要
② 標準アプリ(その中に格納される電子証明書)を活用する方法	作業不要 (標準搭載)	不要

※①②のほか、券面の磁気ストライプ等を利用する方法もある。

カードアプリ方式の概要

準備シーン

サービス利用前



利用シーン

サービス利用時



必要な準備

カードアプリの準備

- 機構が3種類の基本アプリを引き続き準備する予定

種別	情報	パスワード	相互認証	暗号化
業務タイプA	ID等	あり/なし	あり	なし
業務タイプD	ID等	あり/なし	あり	あり
共通カードAP	IDのみ	なし	なし	なし

- 市町村・都道府県において、独自アプリの開発も可能

カード管理システムの構築

- ソフトウェアを機構が無償で提供
※ 利用団体は、年間保守料のみ負担
- ハードウェアについては利用団体において用意

業務システムの準備

- 図書館システムの場合、多くは改修までは不要
(設定は必要)

自治体のカードシステム導入を支援するために機構が提供するシステム

A 「ICカード標準システム」～自治体の準備の負担を大幅に軽減

- 1 住民基本台帳カードに対応
 - カードアプリ方式により多目的利用を行っている市区町村(162団体)の全てが活用
- 2 自治体の準備の負担を大幅に低減
 - ① カードアプリの準備 → 3つの基本アプリを用意
 - ② カード管理システムの構築 → そのソフトウェアを用意
 - ③ 業務システムの準備 → 改修・調整を容易にするためのソフトウェアを用意
- 3 個人番号カードに対応させるためのソフトウェアを機構において開発し、希望する市区町村に無償で提供する予定

B 「新カードAP搭載システム」～住民以外のカードへのカードアプリ搭載が可能に

- 1 個人番号カードに対応
- 2 住民以外のカードへのカードアプリ搭載が可能に
 - 図書館サービスをはじめ、他自治体の住民にも提供するサービスについて、個人番号カードへのワンカード化が進めやすくなる
- 3 既に多目的利用を行っている自治体も導入が容易
 - Aで用意するカード管理システムのソフトウェアに、バージョンアップのような形で、Bのカード管理システムのソフトウェアを追加することが可能
 - 新たなサーバを立てる必要も生じない

カードアプリ方式による多目的利用導入に際してのアイデア

① 2つの基本アプリ～「業務タイプA」と「共通カードAP」を徹底活用する

- ICカード標準システムが用意する3つの基本アプリのうち、「業務タイプA」と「共通カードAP」の2つは、様々な業務に使える汎用アプリ
- 1アプリを複数業務で活用することも可能

② カードアプリを事前搭載する

- カードアプリを搭載するために住民に来庁頂く等の負担を解消できる
- 図書貸出窓口など、利用シーンにおいて、「個人番号カードはお持ちですか。ワンカード化できますよ。」と、利用の勧誘ができる

③ 各業務の窓口でカードアプリのインストールを行う

- 各業務の窓口において、カードアプリの搭載が可能な端末を用意しておけば、カードアプリを搭載するために住民に住民窓口に戻って頂く必要はない
- ②と同様に、利用シーンにおいて、利用の勧誘ができる

④ 既存カードを併存させる

- ワンカード化は、希望する住民から順にワンカードになるということであり、各業務において一気に既存カードが廃止されるものではない
- 既存カードが徐々に減少していけば、発行・管理コストは確実に減少する
- 既存カードがカードアプリ方式ではない(バーコードや磁気ストライプなど)場合でも、併存に問題はない(ICカードリーダーは新たに必要となるが、業務システムの改修・調整の程度は、既存カードの方式が異なっても、ほとんど違いはないと思われる)

⑤ カード管理システムを共同利用する

- カードアプリ方式による導入コストの中心は、カード管理システムのハード等経費であり、これを複数団体に共有すれば、一団体当たりの経費負担を、大幅に減少させることが可能
- 自治体クラウドの一環として取り組むこととすれば、より容易に共同化できると思われる

ICカード標準システムを利用したカードアプリ事前搭載に係る時間

個人番号カードに対するカードアプリ搭載は、概ね2分～3分程度/枚となります。

10秒



★初期画面

40秒



★利用者情報入力

1分



独自利用領域生成

35秒



アプリダウンロード

10秒



アプリ搭載完了

★搭載アプリ選択

★職員操作が必要

職員操作が不要(待ち時間)

- ・計測時間は、J-LIS検証環境にて計測した平均的実績値です
- ・時間は入力内容や、マシンスペックにより変動します

独自アプリを搭載する方法(現状)

サービス名	団体数	カードAPの種類	概要
コンビニ交付サービス	88	業務タイプA	コンビニでの証明書等交付に利用
自動交付機サービス	89	業務タイプA	自動交付機での証明書等交付に利用
広域交付・窓口交付サービス	20	業務タイプA	複数の市町村をまたがった証明書等交付に利用 市町村の窓口での証明書等交付に利用
申請書自動作成サービス	6	業務タイプA 共通カードAP	窓口で申請する書類に4情報等を自動的に表示(4情報等の記入の省力化のために利用)
図書館サービス	49	業務タイプA 共通カードAP	図書館カードとして利用
印鑑登録証サービス	58	業務タイプA 共通カードAP	印鑑登録証として利用
商店街ポイントサービス	5	業務タイプA 独自AP	商店街共通のポイントカードとして利用
プリペイド式電子マネー機能サービス	4	業務タイプA	電子マネーとして利用
出退勤管理サービス	1	独自AP	職員の出退勤を管理するために利用
学童安心安全サービス	1	共通カードAP	児童の出席を管理するために利用
健康づくりポイント管理サービス	0	共通カードAP	温泉利用のためのポイントサービスとして利用
福祉相談支援サービス	1	共通カードAP	福祉サイト(ナビゲーション)で利用(停止中)
一時預りサービス	1	共通カードAP	電子ロッカーとして利用(停止中)
安否情報サービス	0	業務タイプD	消防庁の安否情報システムに避難者の情報を登録する際に利用(利用団体なし)

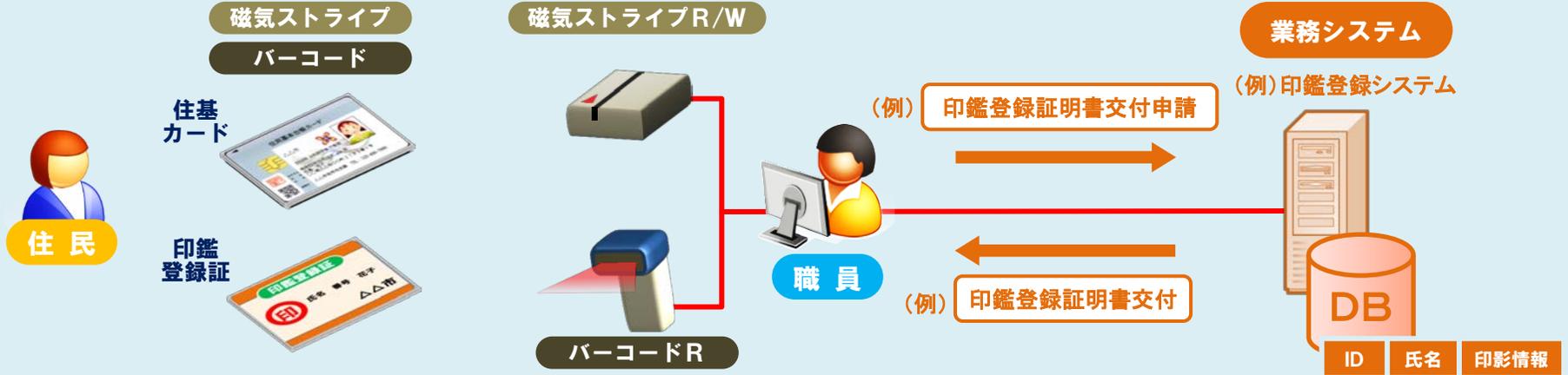
基本アプリ「業務タイプA」と「共通カードAP」について

	①パスワード 設定の有無	②相互認証 機能の有無	③向いている業務	
			性格	例
業務 タイプ A	有 り (無しも可)	行 う カードアプリと業務システムとの間で相互認証を行い、相手の正当性を確認	厳格な認証が必要な業務に向く	<p><パスワード有り> 印鑑登録者識別カード 職員端末の操作識別カード</p> <p><パスワード無し> プリペイド式電子マネーカード 市民病院カード</p>
共通 カード AP	無 し	行わない	<p>①厳格な認証までは要求されず、利便性を求める業務に向く</p> <p>②複数の組織の多数の端末でカードを読み取る業務に向く 【理由】相互認証を行わないため、業務システムと連動しないスタンドアロン端末でもカードアプリを読めるため</p>	<p>図書館カード 商店街ポイントカード 出退勤カード</p>

公的個人認証方式の概要(準備シーン)

想定されるシステム構成

現在※



※多くの団体で採用されている方法

①新規導入

②利用者クライアントソフトインストール

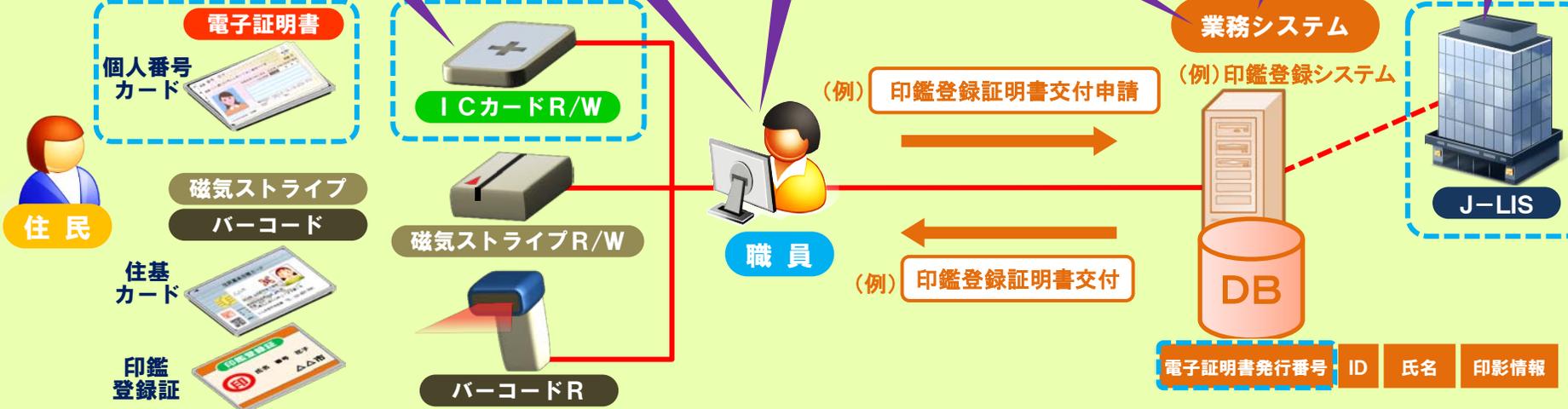
③受付端末ソフト改修

④システムの調整等

⑤OCSPクライアントソフトインストール*

機構と接続*

個人番号カード
(併存利用を可能にするケース)

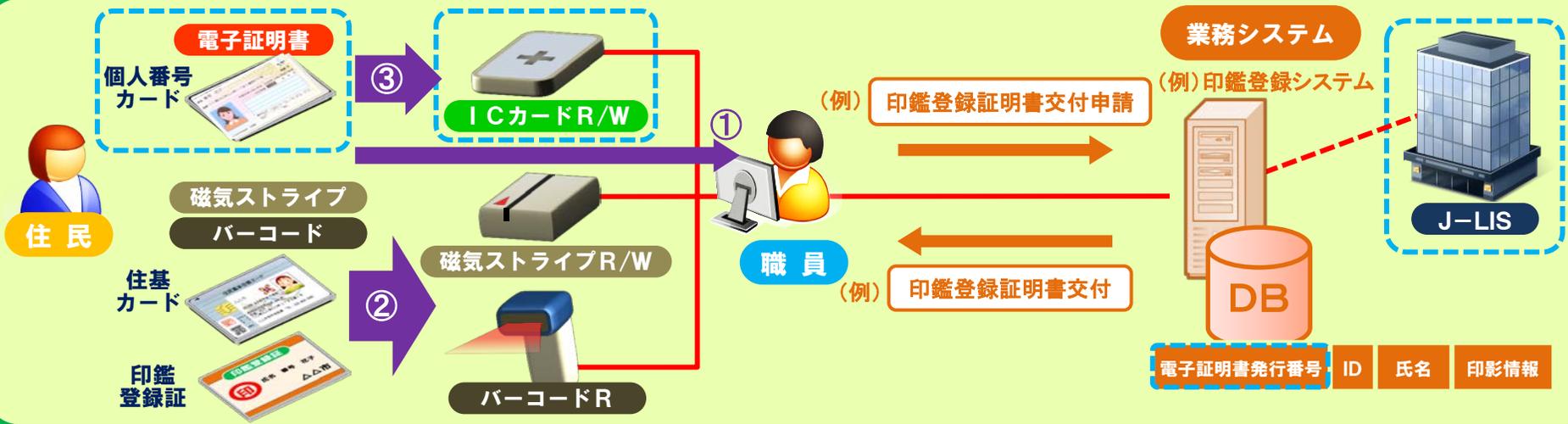


(参考) 印鑑登録サービス以外のサービスの場合で、その性質にかんがみ、「カード所持の事実」+「券面確認」で、認証として十分であると判断する場合には、★は不要。

公的個人認証方式の概要(利用シーン)

想定される個人番号カード登録・印鑑登録交付フロー

個人番号カード(併存利用を可能にするケース)



個人番号カード登録フロー(初回)

- ① 個人番号カードの券面により本人確認。
- ② 既存カードをR/Wにかざしていただく。
➡ ID 氏名 印影情報 を職員の端末に表示。
- ③ 個人番号カードをR/Wにかざしていただく。
➡ 電子証明書発行番号 を読み込み、
ID 等とひも付け、DBに登録。

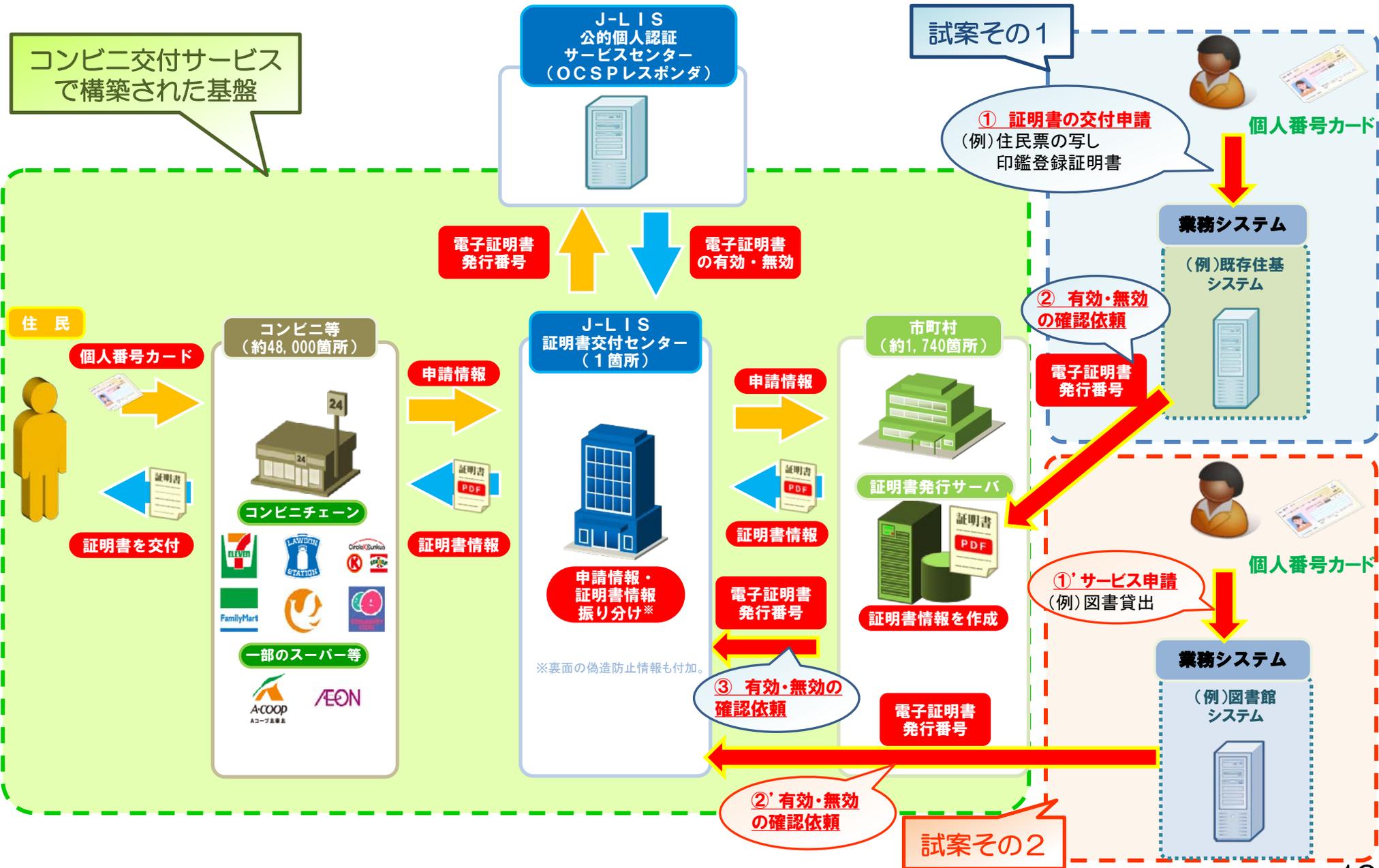
※電子証明書の情報を印鑑登録サービスのために利用させていただくことについて、本人の同意を得る。

印鑑登録証明書交付フロー(以降のサービス利用時)

- ① 個人番号カードをR/Wにかざしていただく。
- ② 暗証番号を入力していただく。

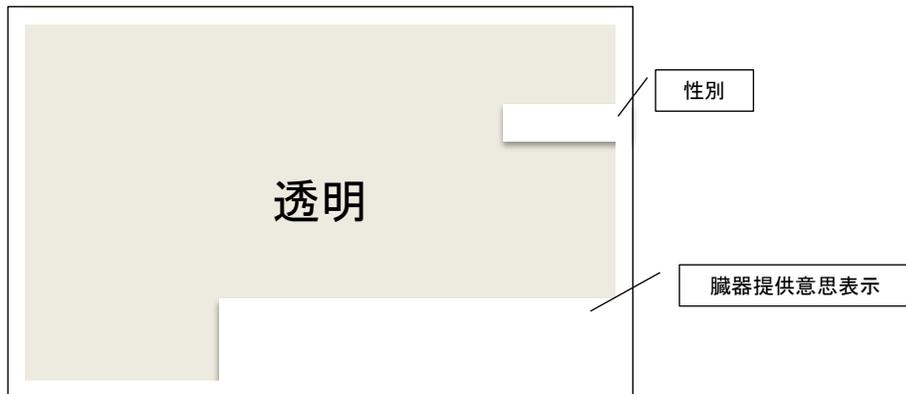
※システムが自動で電子利用者証明、署名検証、失効確認を行う。

普及のための試案(コンビニ交付サービスの基盤を活用する)

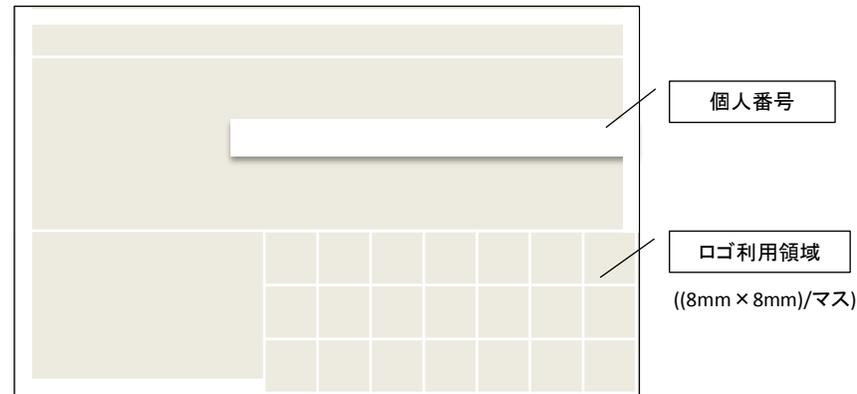


個人番号カードのカードケースデザイン

カードケース（表）



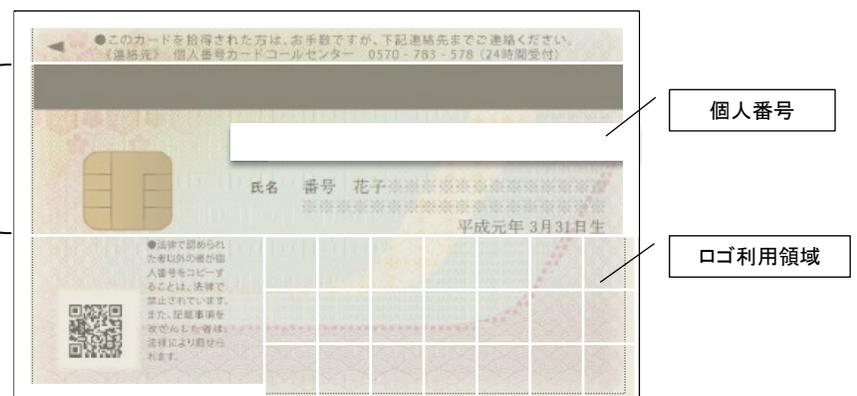
カードケース（裏）



個人番号カード挿入イメージ（表）



個人番号カード挿入イメージ（裏）

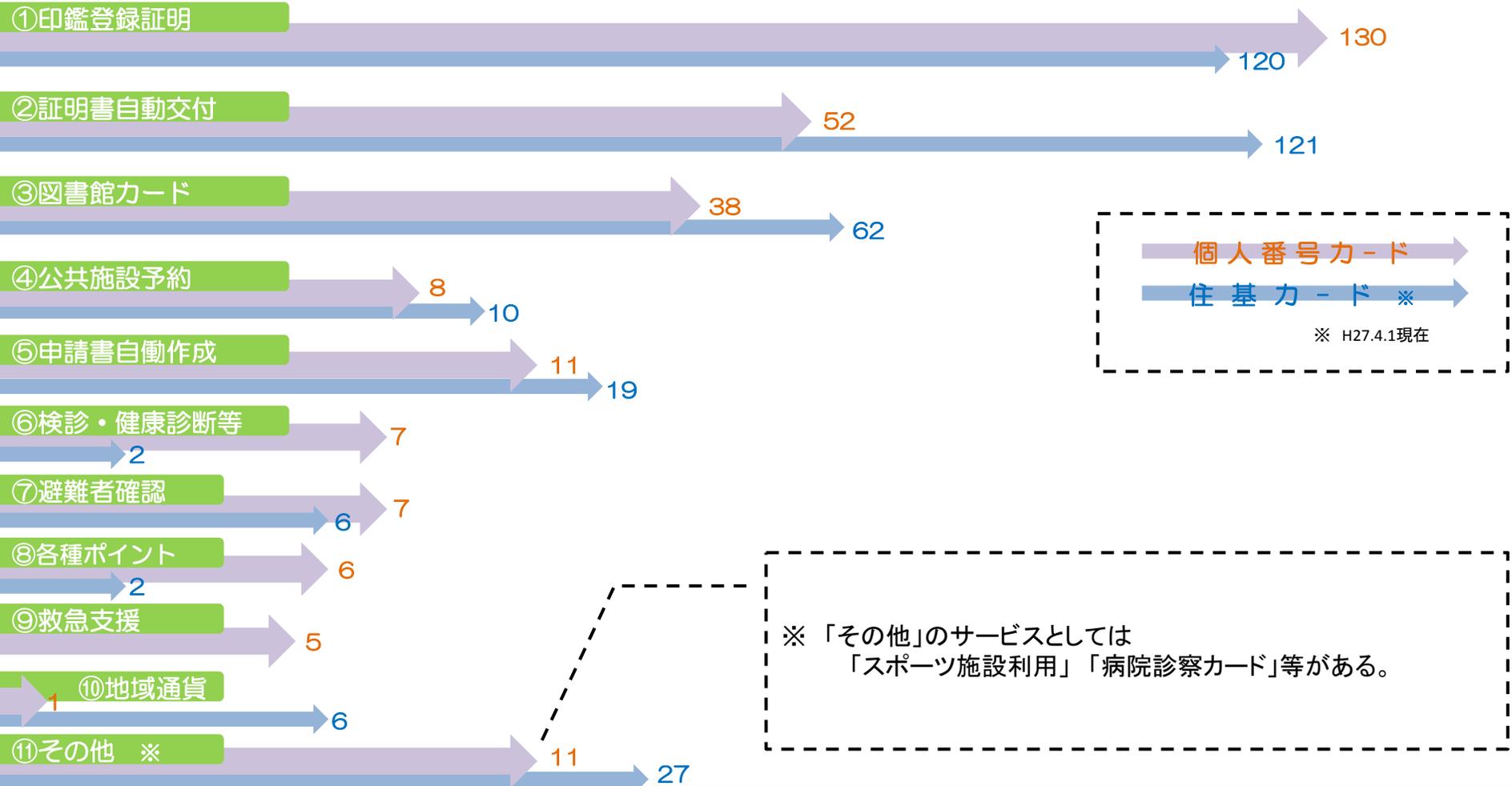


個人番号カードの普及促進に関する取組状況（サービス別）

個人番号カードの多目的利用

公的個人認証または条例制定による空き領域利用等により、市区町村等は個人番号カードの多目的利用を行うことが可能。

平成27年10月に実施した「個人番号カードの普及促進に係る取組状況調査」のとりまとめ結果による。



個人番号カードの普及促進に関する取組状況

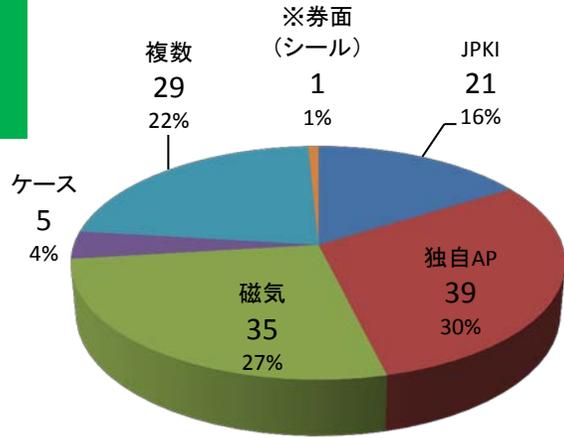
個人番号カードの多目的利用①

公的個人認証または、条例制定による独自利用により、市区町村等は個人番号カードの多目的利用を行うことが可能であり、市区町村の検討状況は下表のとおり。

印鑑登録証明

導入予定自治体数
130団体

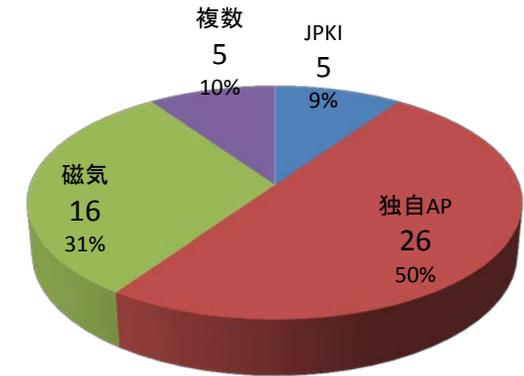
独自AP 39団体
磁気 35団体
JPKI 21団体
複数 29団体
ケース 5団体
券面（シール） 1団体



証明書自動交付機

導入予定自治体数
52団体

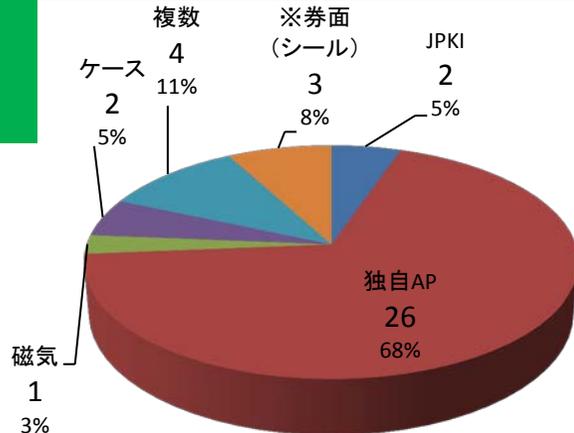
独自AP 26団体
磁気 16団体
JPKI 5団体
複数 5団体



図書館カード

導入予定自治体数
38団体

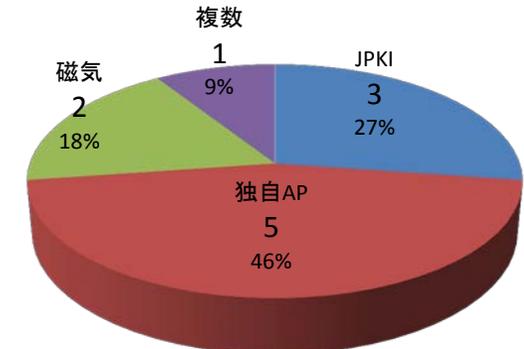
独自AP 26団体
複数 4団体
券面（シール） 3団体
JPKI 2団体
ケース 2団体
磁気 1団体



申請書自動作成

導入予定自治体数
11団体

独自AP 5団体
JPKI 2団体
磁気 2団体
複数 1団体



個人番号カードの普及促進に関する取組状況

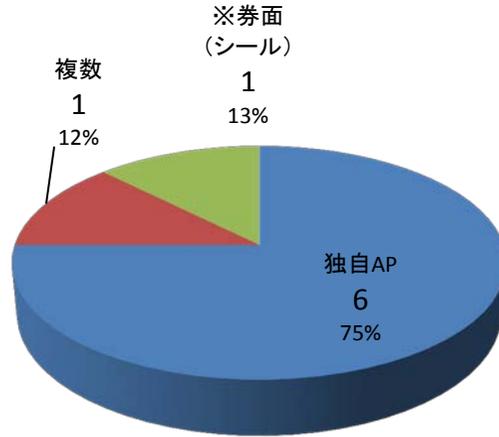
個人番号カードの多目的利用②

公的個人認証または、条例制定による独自利用により、市区町村等は個人番号カードの多目的利用を行うことが可能であり、市区町村の検討状況は下表のとおり。

公共施設予約

導入予定自治体数
8団体

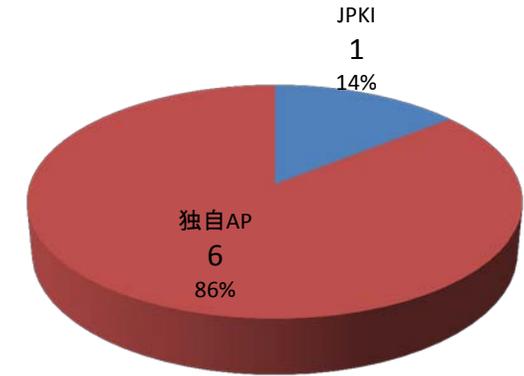
独自AP 6団体
券面（シール） 1団体
複数 1団体



検診・健康診断等

導入予定自治体数
7団体

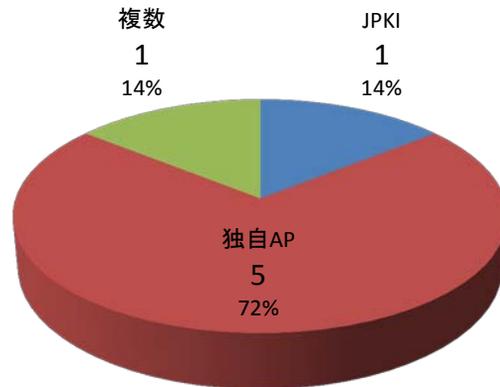
独自AP 6団体
JPKI 1団体



避難者確認

導入予定自治体数
7団体

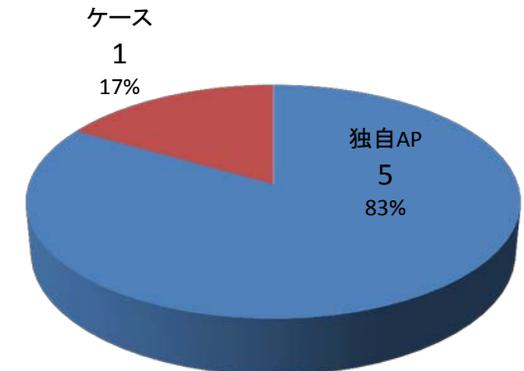
独自AP 5団体
JPKI 1団体
複数 1団体



各種ポイント

導入予定自治体数
6団体

独自AP 5団体
ケース 1団体



個人番号カードの普及促進に関する取組状況

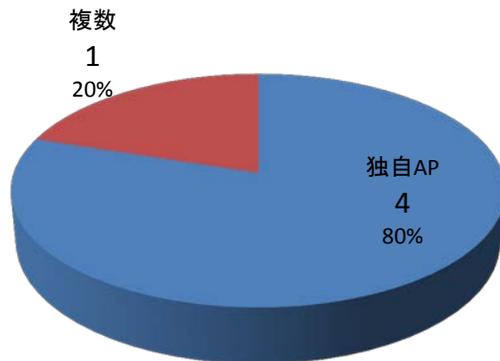
個人番号カードの多目的利用③

公的個人認証または、条例制定による独自利用により、市区町村等は個人番号カードの多目的利用を行うことが可能であり、市区町村の検討状況は下表のとおり。

救急支援

導入予定自治体数
5 団体

独自AP 4 団体
複数 1 団体



地域通貨

導入予定自治体数
1 団体

独自AP 1 団体



その他

導入予定自治体数
1 1 団体

独自AP 7 団体
JPKI 2 団体
磁気 1 団体
券面 (シール) 1 団体

